

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福生市長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 保護に要する費用の返還に関する事務 7 徴収金の徴収に関する事務 8 医療扶助のオンライン資格確認事務
③システムの名称	生活保護システム、生活保護システム・統合専用端末、連携ユニット、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境、運用支援環境 情報提供サーバー、医療保険者等向け中間サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の23の項及び別表省令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。) ○第2条の表の13の項、命令第15条 ○第2条の表の14の項、命令第16条 ○第2条の表の18の項、命令第20条 ○第2条の表の20の項、命令第22条 ○第2条の表の28の項、命令第30条 ○第2条の表の37の項、命令第39条 ○第2条の表の40の項、命令第42条 ○第2条の表の42の項、命令第44条 ○第2条の表の48の項、命令第50条 ○第2条の表の49の項、命令第51条 ○第2条の表の53の項、命令第55条 ○第2条の表の59の項、命令第61条 ○第2条の表の63の項、命令第65条 ○第2条の表の69の項、命令第71条 ○第2条の表の74の項、命令第76条 ○第2条の表の75の項、命令第77条 ○第2条の表の76の項、命令第78条 ○第2条の表の86の項、命令第88条 ○第2条の表の87の項、命令第89条 ○第2条の表の89の項、命令第91条 ○第2条の表の96の項、命令第98条 ○第2条の表の108の項、命令第110条 ○第2条の表の125の項、命令第127条 ○第2条の表の132の項、命令第134条 ○第2条の表の141の項、命令第143条 ○第2条の表の144の項、命令第146条 ○第2条の表の151の項、命令第153条 ○第2条の表の155の項、命令第157条 ○第2条の表の158の項、命令第160条 ○第2条の表の161の項、命令第163条 ○第2条の表の167の項、命令第169条 ○第2条の表の168の項、命令第170条 ○第2条の表の169の項、命令第171条 ○第2条の表の170の項、命令第172条 ○第2条の表の171の項、命令第173条 ○第2条の表の172の項、命令第174条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福生市役所 福祉保健部社会福祉課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福生市役所 福祉保健部社会福祉課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月31日	平成27年12月25日	事後	
平成27年12月25日	I 関連情報 1. ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム	生活保護システム、連携ユニット、団体内統合宛名システム	事後	
平成27年12月25日	I 関連情報 5. ②所属長	前課長名	現課長名	事後	
平成27年12月25日	II しい値判断項目 時点	平成27年2月28日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成30年12月3日	I 関連情報 5. ②所属長	前課長名	役職名	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	
令和3年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和6年3月29日	I 関連情報 1. ②事務の概要	7 徴収金の徴収に関する事務	7 徴収金の徴収に関する事務 8 医療扶助のオンライン資格確認事務	事前	
令和6年3月29日	I 関連情報 1. ③システムの名称	生活保護システム、連携ユニット、団体内統合宛名システム	生活保護システム、生活保護システム、統合専用端末、連携ユニット、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等（運用支援環境、運用支援環境 情報提供サーバー、医療保険者等向け中間サーバー）	事前	
令和6年3月29日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【 ○ 】委託しない委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か【 】	【 】委託しない委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か【 十分である 】	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第一省令」という。）第15条	番号法第9条第1項 別表の23の項及び別表省令第15条	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二（別表第二における情報提供の根拠）：9.10.14.16.24.26.27.28.30.31.30.34.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項 別表第二省令（情報提供の根拠）：第8.9.11.12.17.19.20.21.22.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55条 （情報照会の根拠）：第19条	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「命令」という。）第2条の表（以下「第2条の表」という。） ○第2条の表の13の項、命令第15条 ○第2条の表の14の項、命令第16条 ○第2条の表の18の項、命令第20条 ○第2条の表の20の項、命令第22条 ○第2条の表の28の項、命令第30条 ○第2条の表の37の項、命令第39条 ○第2条の表の40の項、命令第42条 ○第2条の表の42の項、命令第44条 ○第2条の表の48の項、命令第50条 ○第2条の表の49の項、命令第51条 ○第2条の表の53の項、命令第55条 ○第2条の表の59の項、命令第61条 ○第2条の表の63の項、命令第65条 ○第2条の表の69の項、命令第71条 ○第2条の表の74の項、命令第76条 ○第2条の表の75の項、命令第77条 ○第2条の表の76の項、命令第78条 ○第2条の表の86の項、命令第88条 ○第2条の表の87の項、命令第89条 ○第2条の表の89の項、命令第91条 ○第2条の表の96の項、命令第98条 ○第2条の表の108の項、命令第110条 ○第2条の表の125の項、命令第127条 ○第2条の表の132の項、命令第134条	事後	
			○第2条の表の141の項、命令第143条 ○第2条の表の144の項、命令第146条 ○第2条の表の151の項、命令第153条 ○第2条の表の155の項、命令第157条 ○第2条の表の158の項、命令第160条 ○第2条の表の161の項、命令第163条 ○第2条の表の167の項、命令第169条 ○第2条の表の168の項、命令第170条 ○第2条の表の169の項、命令第171条 ○第2条の表の170の項、命令第172条 ○第2条の表の171の項、命令第173条 ○第2条の表の172の項、命令第174条		
令和6年6月28日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いくつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いくつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	